

秦野市道路条例の一部を改正することについて

秦野市道路条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年11月30日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 道路法の適用を受けない認定外道路における禁止行為、監督処分等に関する規定及び監督処分による市長の命令に従わない者に対する過料の規定を新設すること。
- (2) 道路構造令の一部改正により、自転車通行帯及び歩行者利便増進道路の規定を新設するとともに、既存の交通安全施設に自動運行補助施設を追加し、自転車道の設置要件に設計速度が時速60キロメートル以上の道路を対象とする規定を追加すること。

秦野市道路条例の一部を改正する条例

秦野市道路条例（平成24年秦野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第43条」に、

- 「 第3章 道路の占用（第43条—第56条）
第4章 道路標識の寸法（第57条）
第5章 移動等円滑化のために必要な特定道路の構造の 技術的基準（第58条・第59条） を
第6章 雑則（第60条・第61条）
第7章 罰則（第62条） 」
- 「 第3章 道路標識の寸法（第44条）
第4章 移動等円滑化のために必要な特定道路の構造の 技術的基準（第45条・第46条）
第5章 認定外道路の管理（第47条—第53条） に改める。
第6章 占用料（第54条—第58条）
第7章 雑則（第59条）
第8章 罰則（第60条） 」

第1条中「本市が管理する道路（以下）」を「本市が市道として認定する道路（以下次条第2項を除き、）」に、「道路の占用料の額等」を「道路標識の寸法等について必要な事項を定めるとともに、認定外道路の管理及び本市が徴収する占用料」に改める。

第2条に次の1項を加える。

- 2 この条例において「認定外道路」とは、公共のために使用する道路（法第3条に掲げるものを除く。）で、本市が管理するものをいい、その道路と一体をなす施設及び工作物並びにその道路の附属物（道路の構造の保全、安全かつ円滑な交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）を含むものとする。

第3条中「第42条」を「第43条」に改める。

第4条第1項本文中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、その道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項本文中「自転車の交通量が多い道路」の次に「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加え、同条第2項本文中「歩行者の交通量が多い道路」の次に「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加える。

第10条第1項本文中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項本文中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第32条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第40条第1項中「応急措置」を「応急処置」に改め、「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加え、同条第2項中「応急措置」を「応急処置」に改め、「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

第3章を削り、第2章中第42条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路に

は、歩行者の滞留のために使用する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、その場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進のために使用する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（移動等円滑化促進法第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、第4章に規定する基準に適合する構造とするものとする。

第57条第1項中「別表第18」を「別表第17」に改め、同条第2項及び第3項中「同表」を「別表第17」に改め、第4章中同条を第44条とする。

第4章を第3章とする。

第5章中第58条を第45条とする。

第59条各号列記以外の部分中「別表第19」を「別表第18」に改め、同条を第46条とする。

第62条に次の1項を加える。

2 第53条第1項の規定による市長の命令に従わない者については、50,000円以下の過料に処する。

第60条を削る。

第7章中第62条を第60条とし、同章を第8章とする。

第6章中第61条を第59条とし、同章を第7章とする。

第5章を第4章とし、同章の次に次の2章を加える。

第5章 認定外道路の管理

（行為の禁止）

第47条 何人も、認定外道路において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに認定外道路を損傷し、又は汚損すること。

(2) みだりに認定外道路に土石、竹木等の物件を堆積し、車両を放置し、その他認定外道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、認定外道路の管理、保全又は利用に支障を及ぼす行為をすること。

（行為の許可又は承認）

第48条 認定外道路において、法第32条第1項各号に掲げる工作物、物件

又は施設を設け、継続して認定外道路を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

(1) 認定外道路の敷地を掘削し、盛土し、又はその他認定外道路の付替等の工事若しくはこれらに類する行為をすること。

(2) 前号に掲げるもののほか、認定外道路の保全又は管理のために市長が特に必要と認めること。

3 市長は、認定外道路の管理上必要があると認めるときは、前2項の規定による許可又は承認の際に条件を付することができる。

(許可の期間)

第49条 前条の規定による許可の期間は、法第36条第1項に規定するものに係る占用については10年以内とし、その他の占用については5年以内とする。占用の期間が満了した場合において、これを更新しようとする期間についても、また、同様とする。

(占用者の義務)

第50条 第48条第1項の規定により認定外道路の占用の許可を受けた者(以下「認定外道路の占用者」という。)は、占用の期間中その占用物件を保護し、占用によって生じた危害に対する責任を負い、又は占用によって生じるおそれのある危害を防止し、若しくは予防しなければならない。

(原状回復の義務)

第51条 認定外道路の占用者は、占用の期間が満了した場合又は占用を廃止した場合においては、占用物件を除却し、認定外道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の処置について必要な指示をすることができる。

(損傷時等の対応)

第52条 認定外道路又は認定外道路の附属物を損傷し、又は汚損した者は、市長に届け出てその指示するところにより原状に回復しなければならない。

(監督処分)

第53条 市長は、認定外道路において次の各号のいずれかに該当するときは、

この章の規定により与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、認定外道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくはその工作物その他の物件により生じることとなる損害を予防するために必要な施設をすること若しくは認定外道路を現状に回復することを命じることができる。

- (1) この章の規定又は許可若しくは承認に付した条件に違反したとき。
 - (2) 詐欺その他の不正な行為により許可又は承認を受けたとき。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定外道路の占有者に対して前項に規定する処分をすることができるほか、認定外道路の部分を定めてその占有を禁止し、又は制限することができる。
- (1) 本市が施行する認定外道路に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。
 - (2) 本市が行う認定外道路の保全又は管理のための必要が生じたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本市においてやむを得ない必要が生じたとき。
- 3 前2項の規定により必要な処置をとることを命じようとする場合において、過失がなくその処置を命じるべき者の所在が不明のときは、市長は、その者の負担において、その処置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、その処置を行うべき旨及びその期限までにその処置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその処置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

第6章 占用料

(占用料の徴収及びその額)

第54条 市長は、認定外道路の占有者から占用料を徴収する。

- 2 法及びこの条例の規定に基づき徴収する占用料の額は、別表第19のとおりとし、次に定めるところにより算定する。
- (1) 占用料が年額で定められている場合において、占用の期間に1年未満の端数を生じたときは、月割計算とする。この場合において、1か月未満の端数を生じたときは、1か月とする。
 - (2) 占用料が月額で定められている場合において、占用の期間に1か月未満の端数を生じたときは、1か月として計算する。
 - (3) 占用料が面積又は長さにより定められている場合において、占用面積に

1 平方メートル未満の端数を生じたとき又は占用の長さに1メートル未満の端数を生じたときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。

(4) 1件の占用料の総額が50円に満たないものは、50円とする。

(占用料の徴収方法)

第55条 占用料は、占用の許可を受けた際に全額納付しなければならない。

ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合には、翌年度以降の占用料は、それぞれの年度の5月31日までに納付することができる。

2 占用料の納付は、秦野市財務規則（昭和56年秦野市規則第11号）の定めるところによる。

3 市長は、占用料が著しく多額となり、その他特別の理由により前納が困難であると認めるときは、その年度内において占用料を3回以内に分割して徴収することができる。

(占用料の還付)

第56条 市長は、既納の占用料を還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。

(2) 災害その他法又はこの条例の規定により占用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により占用できなくなったとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(占用料の減免)

第57条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 法第35条に規定する事業又は地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のために占用するとき。

(2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業又は同条第5項に規定する索道事業のために占用するとき。

(3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件を設置するために占用するとき。

(4) 街灯、防犯灯等を設置するために占用するとき。

(5) 無料で常時一般の通行のために使用し、これによって交通の便益を増進することができる通路等の設置のために占用するとき。

(6) 恒例による松飾り、祭典又は縁日その他これに類する催しのために臨時

に占用するとき。

(7) その他市長が特に必要と認めるとき。

(延滞金の徴収)

第58条 占用料を納期限までに納付しない場合は、秦野市債権の管理等に関する条例（平成19年秦野市条例第25号）第7条又は第10条に定める延滞金の規定により延滞金を徴収する。

別表第17を削る。

別表第18中「第57条関係」を「第44条関係」に改め、同表を別表第17とする。

別表第19中「第59条関係」を「第46条関係」に改め、同表を別表第18とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第19（第54条関係）

占用物件		単位	占用料 (単位 円)
電柱、電線、 変圧塔、郵便 差出箱、公衆 電話所、広告 塔その他これ らに類する工 作物	第1種電柱	1本につき1年	1,660
	第2種電柱		2,560
	第3種電柱		3,450
	第1種電話柱		1,490
	第2種電話柱		2,380
	第3種電話柱		3,270
	支線柱及び支線		680
	その他の柱類		150
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メートルに つき1年	15
	地下に設ける電線そ の他の線類		9
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,460
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	890
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき1年	2,970

	郵便差出箱及び信書 便差出箱		1, 250
	広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年	4, 530
	その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	2, 970
地下埋設電線 管、水道管、 下水道管、ガ ス管その他こ れらに類する 物件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	62
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		89
	外径が0.1メート ル以上0.15メー トル未満のもの		130
	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの		180
	外径が0.2メート ル以上0.3メート ル未満のもの		270
	外径が0.3メート ル以上0.4メート ル未満のもの		360
	外径が0.4メート ル以上0.7メート ル未満のもの		620
	外径が0.7メート ル以上1メートル未 満のもの		890
	外径が1メートル以 上2メートル未満の もの		1, 780

	外径が2メートル以上のもの			3, 570
鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設		占有面積1平方メートルにつき1年		2, 970
歩廊、日よけその他これらに類する施設	歩廊			130
	その他のもの			200
地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		$A \times 0.004$
		階数が2のもの		$A \times 0.007$
		階数が3以上のもの		$A \times 0.008$
	上空に設ける通路			2, 260
	地下に設ける通路			1, 360
	その他のもの			200
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	45
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1か月	450
看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1か月	450
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4, 530
	標識		1本につき1年	2, 380
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、	1本につき1日	45

		一時的に設けるもの		
		その他のもの	1本につき1か月	450
	幕（道路法施行令第7条第4号に掲げる	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	45
	工事用施設であるものを除く。）	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1か月	450
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1か月	4,530
		その他のもの		2,260
	太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積1平方メートルにつき1年	2,970
	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1か月	450
	道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			300
	道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.014$

	上空に設けるもの	$A \times 0.02$
	その他のもの	$A \times 0.028$
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設	建築物	$A \times 0.014$
	その他のもの	$A \times 0.01$
道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	$A \times 0.014$
	上空に設けるもの	$A \times 0.02$
	その他のもの	$A \times 0.028$
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具		$A \times 0.028$
その他のもの	市長がその都度定める額	

備考

- 第1種電柱とは、電柱（その電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（その電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送用に使用する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（その電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下

この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者がその電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱の占用料には、その電柱に架設されている柱上変圧器及び電線(共架電線を除く。)を含み、第1種電話柱、第2種電話柱及び第3種電話柱の占用料には、その電話柱に架設されている電線(共架電線を除く。)を含む。
- 5 表示面積とは、広告塔、看板等の表示部分の正面面積をいう。
- 6 Aとは、近傍類似の土地の地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により本市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(秦野市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正)
- 2 秦野市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例(昭和48年秦野市条例第14号)の一部を次のように改正する。
第4条ただし書中「秦野市道路条例(平成24年秦野市条例第28号)第51条」を「秦野市道路条例(平成24年秦野市条例第28号)第54条第2項」に改める。
(秦野市都市公園条例の一部改正)
- 3 秦野市都市公園条例(昭和50年秦野市条例第9号)の一部を次のように改正する。
別表第2の5の表中「別表第17」を「別表第19」に改める。
(秦野市駅前広場管理条例の一部改正)
- 4 秦野市駅前広場管理条例(昭和55年秦野市条例第37号)の一部を次のように改正する。
第13条中「秦野市道路条例(平成24年秦野市条例第28号)第51条から第53条まで」を「秦野市道路条例(平成24年秦野市条例第28号)第54条第2項及び第55条」に、「同条例第54条第2号」を「同条例第

56条第2号」に、「同条例第55条及び第56条」を「同条例第57条及び第58条」に改める。

(秦野市下水道条例の一部改正)

5 秦野市下水道条例（昭和55年秦野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第17」を「別表第19」に改める。

議案第60号 秦野市道路条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 道路の構造の技術的基準（第3条－<u>第43条</u>）</p> <p><u>第3章 道路標識の寸法（第44条）</u></p> <p>第4章 <u>移動等円滑化のために必要な特定道路の構造の技術的基準（第45条・第46条）</u></p> <p><u>第5章 認定外道路の管理（第47条－第53条）</u></p> <p><u>第6章 占用料（第54条－第58条）</u></p> <p><u>第7章 雑則（第59条）</u></p> <p><u>第8章 罰則（第60条）</u></p> <p>附則 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項、第39条第2項、第45条第3項及び第73条第2項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化促進法」という。）第10条第1項の規定に基づき、<u>本市が市道として認定する道路（以下次条第2項を除き、</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 道路の構造の技術的基準（第3条－<u>第42条</u>）</p> <p><u>第3章 道路の占用（第43条－第56条）</u></p> <p><u>第4章 道路標識の寸法（第57条）</u></p> <p>第5章 <u>移動等円滑化のために必要な特定道路の構造の技術的基準（第58条・第59条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第60条・第61条）</u></p> <p><u>第7章 罰則（第62条）</u></p> <p>附則 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項、第39条第2項、第45条第3項及び第73条第2項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化促進法」という。）第10条第1項の規定に基づき、<u>本市が管理する道路（以下「道路」という。）の構造の</u></p>

「道路」という。)の構造の技術的基準、道路標識の寸法等について必要な事項を定めるとともに、認定外道路の管理及び本市が徴収する占用料について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 (略)

2 この条例において「認定外道路」とは、公共のために使用する道路(法第3条に掲げるものを除く。)で、本市が管理するものをいい、その道路と一体をなす施設及び工作物並びにその道路の附属物(道路の構造の保全、安全かつ円滑な交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。)を含むものとする。

(道路の構造の技術的基準の適用範囲)

第3条 道路を新設し、又は改築する場合における法第30条第3項の規定により条例で定める道路の構造の技術的基準は、政令第3条の規定による区分(第3種(第1級を除く。以下同じ。))及び第4種に限る。以下「道路の区分」という。)に従い、次条から第43条までに定めるところによる。

(車線等)

第4条 車道(副道、停車帯、自転車通行帯及び道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号)第2条で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。

技術的基準、道路の占用料の額等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 (略)

(道路の構造の技術的基準の適用範囲)

第3条 道路を新設し、又は改築する場合における法第30条第3項の規定により条例で定める道路の構造の技術的基準は、政令第3条の規定による区分(第3種(第1級を除く。以下同じ。))及び第4種に限る。以下「道路の区分」という。)に従い、次条から第42条までに定めるところによる。

(車線等)

第4条 車道(副道、停車帯及び道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号)第2条で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。

2-4 (略)

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭さく部を設ける場合においては、この限りでない。

(副道)

第6条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である道路には、必要に応じ、副道(自転車通行帯を除く。)を設けるものとし、その幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特

2-4 (略)

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭さく部を設ける場合においては、この限りでない。

(副道)

第6条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である道路には、必要に応じ、副道を設けるものとし、その幅員は、4メートルを標準とするものとする。

別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、その道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3-5 (略)

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3-5 (略)

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。

に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2-4 (略)

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2-5 (略)

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で道路構造令施行規則第3条で定めるものを設けるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急処置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第2項及び第3項、第6条、第8条、第8条の2

る。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2-4 (略)

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2-5 (略)

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で道路構造令施行規則第3条で定めるものを設けるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第2項及び第3項、第6条、第8条、第9条第3

第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないため、これらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急処置として改築を行う場合において、その道路の状況等からみて第4条、第5条第2項及び第3項、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(歩行者利便増進道路)

第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留のために使用する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施

項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないため、これらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、その道路の状況等からみて第4条、第5条第2項及び第3項、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、その場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進のために使用する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（移動等円滑化促進法第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、第4章に規定する基準に適合する構造とするものとする。

第3章 道路の占有

（保証人）

第43条 市長は、法第32条の規定による道路の占有（掘削を含む。以下「占有」という。）の許可に当たり必要と認めるときは、占有の許可を受けた者（以下「占有者」という。）に対して占有者と連帯して責任を負う保証人（本市内に居住する者に限る。）を立てることを求めることができる。

（占有の許可条件）

第44条 市長は、占有の許可をするときは、道路の管理上又は公益上必要な条件を付することができる。

（占有の期間）

第45条 占有の期間は、法第36条第1項に規定するものに係る占有については10年以内とし、その他の占有については3年以内とする。占有の期間が満了した場合において、これを更新しようとする期間についても、また、同様とする。

(権利の譲渡等の禁止)

第46条 占有者は、その権利を譲渡し、転貸し、又は担保にしてはならない。

(原状回復の義務)

第47条 占有者は、占有の期間が満了したとき、又は占有の許可を取り消されたとき、若しくは占有を廃止したときは、占有物件を除去し、道路を原状に回復し、直ちに市長に届け出て検査を受けなければならない。

(無許可占有に対する処置)

第48条 市長は、許可を受けずに占有する者があるときは、直ちにその占有を停止させ、又は工作物があるときは、これを撤去することを命じることができる。ただし、占有の追認を申請し、道路の管理上支障がないと認め、かつ、市長において特別の事情があると認めるときは、これを許可することができる。

(道路の損傷)

第49条 占有者は、占有に起因して道路を損傷したときは、直ちに市長に届け出て原状に回復しなければならない。

(代執行)

第50条 市長は、この条例若しくは許可の条件に基づく義務又はこの条例の規定により市長の命じた事項を履行せず、若しくは履行しても不十分と認めるとき、又は安全上の理由により緊急を要するときは、占有者に代わって執行し、これに要した費

用については、占有者が負担しなければならない。

(占有料の額)

第51条 占有料の額は、別表第17のとおりとし、次に定めるところにより算定する。

- (1) 占有料が年額で定められている場合において、占有期間に1年未満の端数を生じたときは、月割計算とする。この場合において、1か月未満の端数を生じたときは、1か月とする。
- (2) 占有料が月額で定められている場合において、占有期間に1か月未満の端数を生じたときは、1か月として計算する。
- (3) 占有料が面積又は長さにより定められている場合において、占有面積に1平方メートル未満の端数を生じたとき又は占有の長さに1メートル未満の端数を生じたときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- (4) 1件の占有料の総額が50円に満たないものは、50円とする。

(占有料の徴収方法)

第52条 占有料は、占有の許可を受けた際に全額納付しなければならない。ただし、占有期間が翌年度以降にわたる場合には、翌年度以降の占有料は、それぞれの年度の5月31日までに納付することができる。

2 占有料の納付は、秦野市財務規則（昭和56年秦野市規則第11号）の定めるところによる。

(占用料の分割徴収)

第53条 市長は、占用料が著しく多額となり、その他特別の理由により前納が困難であると認めるときは、その年度内において占用料を3回以内に分割して徴収することができる。

(占用料の還付)

第54条 市長は、既納の占用料を還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。
- (2) 災害その他占有者の責めに帰することができない理由により占有できなくなったとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(占用料の減免)

第55条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のために占有するとき。
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業又は同条第5項に規定する索道事業のために

第3章 道路標識の寸法

第44条 法第45条第3項の規定により条例で定める道路標識の寸法は、その標識の区分に応じ、別表第17の寸法の欄に掲げる値とする。

2 前項の規定にかかわらず、駐車場を表示する案内標識に係る別表第17の寸法の欄に掲げる寸法について、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合においては1.3倍、

占有するとき。

(3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件を設置するために占有するとき。

(4) 街灯、防犯灯等を設置するために占有するとき。

(5) 無料で常時一般の通行のために使用し、これによって交通の便益を増進することができる通路等の設置のために占有するとき。

(6) 恒例による松飾り、祭典又は縁日若しくは市日のために臨時に占有するとき。

(7) その他市長が特に必要と認めるとき。

（延滞金の徴収）

第56条 占用料を納期限までに納付しない場合は、秦野市債権の管理等に関する条例（平成19年秦野市条例第25号）第7条に定める延滞金の規定により延滞金を徴収する。

第4章 道路標識の寸法

第57条 法第45条第3項の規定により条例で定める道路標識の寸法は、その標識の区分に応じ、別表第18の寸法の欄に掲げる値とする。

2 前項の規定にかかわらず、駐車場を表示する案内標識に係る同表の寸法の欄に掲げる寸法について、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合においては1.3倍、1.6

1. 6倍又は2倍に、便所を表す記号を表示する場合には横寸法のみ2.5倍まで、それぞれ拡大することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、別表第17の寸法の欄に掲げる寸法について、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合においては、高さ制限緩和指定道路及びまわり道を表示する案内標識にあつては1.3倍、1.6倍又は2倍に、道路の通称名を表示する案内標識にあつては1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

4 (略)

第4章 移動等円滑化のために必要な特定道路の構造の技術的基準

第45条 (略)

第46条 第10条第2項、第11条第3項、第24条第4項、第25条第4項に規定しているもののほか、移動等円滑化促進法第10条第1項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な道路構造に関して次に掲げるものの基準は、別表第18のとおりとする。

(1) - (5) (略)

第5章 認定外道路の管理

(行為の禁止)

第47条 何人も、認定外道路において次に掲げる行為をしてはならない。

倍又は2倍に、便所を表す記号を表示する場合には横寸法のみ2.5倍まで、それぞれ拡大することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、同表の寸法の欄に掲げる寸法について、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合においては、高さ制限緩和指定道路及びまわり道を表示する案内標識にあつては1.3倍、1.6倍又は2倍に、道路の通称名を表示する案内標識にあつては1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

4 (略)

第5章 移動等円滑化のために必要な特定道路の構造の技術的基準

第58条 (略)

第59条 第10条第2項、第11条第3項、第24条第4項、第25条第4項に規定しているもののほか、移動等円滑化促進法第10条第1項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な道路構造に関して次に掲げるものの基準は、別表第19のとおりとする。

(1) - (5) (略)

- (1) みだりに認定外道路を損傷し、又は汚損すること。
- (2) みだりに認定外道路に土石、竹木等の物件を堆積し、車両を放置し、その他認定外道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、認定外道路の管理、保全又は利用に支障を及ぼす行為をすること。
(行為の許可又は承認)

第48条 認定外道路において、法第32条第1項各号に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して認定外道路を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

- (1) 認定外道路の敷地を掘削し、盛土し、又はその他認定外道路の付替等の工事若しくはこれらに類する行為をすること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、認定外道路の保全又は管理のために市長が特に必要と認めること。

3 市長は、認定外道路の管理上必要があると認めるときは、前2項の規定による許可又は承認の際に条件を付することができる。
(許可の期間)

第49条 前条の規定による許可の期間は、法第36条第1項に

規定するものに係る占有については10年以内とし、その他の占有については5年以内とする。占有の期間が満了した場合において、これを更新しようとする期間についても、また、同様とする。

(占有者の義務)

第50条 第48条第1項の規定により認定外道路の占有の許可を受けた者（以下「認定外道路の占有者」という。）は、占有の期間中その占有物件を保護し、占有によって生じた危害に対する責任を負い、又は占有によって生じるおそれのある危害を防止し、若しくは予防しなければならない。

(原状回復の義務)

第51条 認定外道路の占有者は、占有の期間が満了した場合又は占有を廃止した場合においては、占有物件を除却し、認定外道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の処置について必要な指示をすることができる。

(損傷時等の対応)

第52条 認定外道路又は認定外道路の附属物を損傷し、又は汚損した者は、市長に届け出てその指示するところにより原状に回復しなければならない。

(監督処分)

第53条 市長は、認定外道路において次の各号のいずれかに該当するときは、この章の規定により与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、認定外道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくはその工作物その他の物件により生じることとなる損害を予防するために必要な施設をすること若しくは認定外道路を現状に回復することを命じることができる。

(1) この章の規定又は許可若しくは承認に付した条件に違反したとき。

(2) 詐欺その他の不正な行為により許可又は承認を受けたとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定外道路の占有者に対して前項に規定する処分をすることができるほか、認定外道路の部分を定めてその占有を禁止し、又は制限することができる。

(1) 本市が施行する認定外道路に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。

(2) 本市が行う認定外道路の保全又は管理のための必要が生じたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、本市においてやむを得ない必要が生じたとき。

3 前2項の規定により必要な処置をとることを命じようとする場合において、過失がなくてその処置を命じるべき者の所在が不明のときは、市長は、その者の負担において、その処置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、その処置を行うべき旨及びその期限までにその処置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその処置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

第6章 占用料

(占用料の徴収及びその額)

第54条 市長は、認定外道路の占有者から占用料を徴収する。

2 法及びこの条例の規定に基づき徴収する占用料の額は、別表第19のとおりとし、次に定めるところにより算定する。

(1) 占用料が年額で定められている場合において、占用の期間に1年未満の端数を生じたときは、月割計算とする。この場合において、1か月未満の端数を生じたときは、1か月とする。

(2) 占用料が月額で定められている場合において、占用の期間に1か月未満の端数を生じたときは、1か月として計算する。

(3) 占用料が面積又は長さにより定められている場合において、占用面積に1平方メートル未満の端数を生じたとき又は占用の長さに1メートル未満の端数を生じたときは、それぞれ1

平方メートル又は1メートルとして計算する。

(4) 1件の占用料の総額が50円に満たないものは、50円とする。

(占用料の徴収方法)

第55条 占用料は、占用の許可を受けた際に全額納付しなければならない。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合には、翌年度以降の占用料は、それぞれの年度の5月31日までに納付することができる。

2 占用料の納付は、秦野市財務規則（昭和56年秦野市規則第11号）の定めるところによる。

3 市長は、占用料が著しく多額となり、その他特別の理由により前納が困難であると認めるときは、その年度内において占用料を3回以内に分割して徴収することができる。

(占用料の還付)

第56条 市長は、既納の占用料を還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。

(2) 災害その他法又はこの条例の規定により占用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により占用できなくなったとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(占有料の減免)

第57条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占有料を減額し、又は免除することができる。

(1) 法第35条に規定する事業又は地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のために占有するとき。

(2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業又は同条第5項に規定する索道事業のために占有するとき。

(3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件を設置するために占有するとき。

(4) 街灯、防犯灯等を設置するために占有するとき。

(5) 無料で常時一般の通行のために使用し、これによって交通の便益を増進することができる通路等の設置のために占有するとき。

(6) 恒例による松飾り、祭典又は縁日その他これに類する催しのために臨時に占有するとき。

(7) その他市長が特に必要と認めるとき。

(延滞金の徴収)

第58条 占有料を納期限までに納付しない場合は、秦野市債権

の管理等に関する条例（平成19年秦野市条例第25号）第7条又は第10条に定める延滞金の規定により延滞金を徴収する。

第7章 雑則

（委任）

第59条 （略）

第8章 罰則

第60条 （略）

2 第53条第1項の規定による市長の命令に従わない者については、50,000円以下の過料に処する。

第6章 雑則

（この条例の規定を準用する道）

第60条 本市が管理する一般交通のために使用している道で法の適用を受けないもの（道の構造の保全、安全かつ円滑な交通の確保その他道の管理上必要な施設又は工作物を含む。）については、この条例の規定（規則で定める道にあっては、第3章及び第7章の規定に限る。）を準用する。

（委任）

第61条 （略）

第7章 罰則

第62条 （略）

別表第17（第51条関係）

<u>占用物件</u>		<u>単位</u>	<u>占用料</u> <u>（単位 円）</u>
<u>電柱、</u>	<u>第1種電柱</u>	<u>1本につ</u>	<u>1,660</u>
<u>電線、</u>	<u>第2種電柱</u>	<u>き1年</u>	<u>2,560</u>
<u>変圧</u>	<u>第3種電柱</u>		<u>3,450</u>

塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電話柱		<u>1, 490</u>
	第2種電話柱		<u>2, 380</u>
	第3種電話柱		<u>3, 270</u>
	支線柱及び支線		<u>680</u>
	その他の柱類		<u>150</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>15</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>9</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1, 460</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>890</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>2, 970</u>
郵便差出箱		<u>1, 250</u>	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4, 530</u>	

		つき1年	
	<u>その他のもの</u>	<u>占用面積</u> <u>1平方メ</u> <u>ートルに</u> <u>つき1年</u>	<u>2,970</u>
<u>地下埋</u> <u>設電線</u> <u>管、水</u> <u>道管、</u> <u>下水道</u> <u>管、ガ</u> <u>ス管そ</u> <u>の他こ</u> <u>れらに</u> <u>類する</u> <u>物件</u>	<u>外径が0.07メートル未</u> <u>満のもの</u>	<u>長さ1メ</u> <u>ートルに</u> <u>つき1年</u>	<u>62</u>
	<u>外径が0.07メートル以</u> <u>上0.1メートル未満のも</u> <u>の</u>		<u>89</u>
	<u>外径が0.1メートル以上</u> <u>0.15メートル未満のも</u> <u>の</u>		<u>130</u>
	<u>外径が0.15メートル以</u> <u>上0.2メートル未満のも</u> <u>の</u>		<u>180</u>
	<u>外径が0.2メートル以上</u> <u>0.3メートル未満のもの</u>		<u>270</u>
	<u>外径が0.3メートル以上</u> <u>0.4メートル未満のもの</u>		<u>360</u>
	<u>外径が0.4メートル以上</u>		<u>620</u>

		0.7メートル未満のもの		
		外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		890
		外径が1メートル以上2メ ートル未満のもの		1,780
		外径が2メートル以上のも の		3,570
	鉄道、軌道その他これらに類する施 設		占用面積 1平方メ	2,970
	歩廊、日よけその他 これらに類する施設	歩廊	1平方メ	130
		その他のもの	つき1年	200
地下 街、地 下室、 通路そ の他こ れらに 類する 施設	地下街及び 地下室	階数が1のも の	A×	0.004
		階数が2のも の	A×	0.007
		階数が3以上 のもの	A×	0.008
		上空に設ける通路		2,260
		地下に設ける通路		1,360
		その他のもの		200
露店、	祭礼、縁日その他の催しに		占用面積	45

商品置 場その 他これ らに類 する施 設	際し、一時的に設けるもの		1平方メ ートルに つき1日	
	その他のもの		占用面積 1平方メ ートルに つき1か 月	450
看板、 標識、 旗ざ お、パ ーキン グ・メ ータ ー、幕 及びア ーチ	看板（アー チであるも のを除く。）	一時的に設け るもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1か 月	450
		その他のもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	4,530
	標識		1本につ き1年	2,380
	旗ざお	祭礼、縁日そ の他の催しに	1本につ き1日	45

	<u>際し、一時的に設けるもの</u>		
	<u>その他のもの</u>	<u>1本につき1か月</u>	<u>450</u>
<u>幕（道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）</u>	<u>祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの</u>	<u>その面積1平方メートルにつき1日</u>	<u>45</u>
	<u>その他のもの</u>	<u>その面積1平方メートルにつき1か月</u>	<u>450</u>
<u>アーチ</u>	<u>車道を横断するもの</u>	<u>1基につき1か月</u>	<u>4,530</u>
	<u>その他のもの</u>		<u>2,260</u>
<u>太陽光発電設備及び風力発電設備</u>		<u>占有面積1平方メートルにつき1年</u>	<u>2,970</u>
<u>工事用板囲い、足場、詰所その他の</u>		<u>占有面積</u>	<u>450</u>

<u>工事中施設及び土石、竹木、瓦その他 の工事中材料</u>		<u>1平方メ ートルに</u>	
<u>道路法施行令第7条第6号に掲げる 仮設建築物及び同条第7号に掲げる 施設</u>		<u>つき1か 月</u>	<u>300</u>
<u>道路法施行令第7条 第8号に掲げる施設</u>	<u>トンネルの上 又は高架の道 路の路面下に 設けるもの</u>	<u>占有面積 1平方メ ートルに つき1年</u>	<u>A× 0.014</u>
	<u>上空に設ける もの</u>		<u>A× 0.02</u>
	<u>その他のもの</u>		<u>A× 0.028</u>
<u>トンネルの上又は高 架の道路の路面下に 設ける事務所、店 舗、倉庫、住宅、自 動車駐車場、自転車 駐車場、広場、公 園、運動場その他こ れらに類する施設</u>	<u>建築物</u>		<u>A× 0.014</u>
	<u>その他のもの</u>		<u>A× 0.01</u>

<u>道路法施行令第7条 第11号に掲げる応 急仮設建築物</u>	<u>トンネルの上 又は高架の道 路の路面下に 設けるもの</u>	<u>A× 0.014</u>
	<u>上空に設ける もの</u>	<u>A× 0.02</u>
	<u>その他のもの</u>	<u>A× 0.028</u>
<u>道路法施行令第7条第12号に掲げ る器具</u>		<u>A× 0.028</u>
<u>その他のもの</u>		<u>市長がその都度定める額</u>

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（その電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（その電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送用に使用する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（その電話柱を設置する

者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者がその電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

4 第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱の占用料には、その電柱に架設されている柱上変圧器及び電線(共架電線を除く。)を含み、第1種電話柱、第2種電話柱及び第3種電話柱の占用料には、その電話柱に架設されている電線(共架電線を除く。)を含む。

5 表示面積とは、広告塔、看板等の表示部分の正面面積をいう。

6 Aとは、近傍類似の土地の地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により本市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格をいう。

別表第17(第44条関係)

(略)

別表第18(第46条関係)

(略)

別表第18(第57条関係)

(略)

別表第19(第59条関係)

(略)

別表第19 (第54条関係)

占用物件		単位	占用料 (単位 円)
電柱、	第1種電柱	1本につ	1,660
電線、	第2種電柱	き1年	2,560
変圧	第3種電柱		3,450
塔、郵	第1種電話柱		1,490
便差出	第2種電話柱		2,380
箱、公	第3種電話柱		3,270
衆電話	支線柱及び支線		680
所、広	その他の柱類		150
告塔そ の他こ	共架電線その他上空に設け る線類		長さ1メ ートルに
れらに 類する	地下に設ける電線その他の 線類	つき1年	9
工作物	路上に設ける変圧器	1個につ き1年	1,460
	地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	890

	<u>変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</u>	<u>1個につき1年</u>	<u>2,970</u>
	<u>郵便差出箱及び信書便差出箱</u>		<u>1,250</u>
	<u>広告塔</u>	<u>表示面積 1平方メートルにつき1年</u>	<u>4,530</u>
	<u>その他のもの</u>	<u>占用面積 1平方メートルにつき1年</u>	<u>2,970</u>
<u>地下埋設電線管、水道管、下水道管、ガス管その他これらに</u>	<u>外径が0.07メートル未満のもの</u>	<u>長さ1メートルにつき1年</u>	<u>62</u>
	<u>外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの</u>		<u>89</u>
	<u>外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの</u>		<u>130</u>
	<u>外径が0.15メートル以</u>		<u>180</u>

類する 物件	上0.2メートル未満のもの			
	の			
	外径が0.2メートル以上			270
	0.3メートル未満のもの			
	外径が0.3メートル以上			360
	0.4メートル未満のもの			
	外径が0.4メートル以上			620
	0.7メートル未満のもの			
外径が0.7メートル以上			890	
1メートル未満のもの				
外径が1メートル以上2メ			1,780	
ートル未満のもの				
外径が2メートル以上のも			3,570	
の				
鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設			占用面積	2,970
			1平方メ	
歩廊、日よけその他		歩廊	メートルに	130
これらに類する施設		その他のもの	つき1年	200
地下	地下街及び	階数が1のもの		A×
街、地	地下室	の		0.004
下室、		階数が2のもの		A×

通路、		の		0.007
浄化槽		階数が3以上		A×
その他		のもの		0.008
これら	上空に設ける通路			2,260
に類す	地下に設ける通路			1,360
る施設	その他のもの			200
露店、	祭礼、縁日その他の催しに		占用面積	45
商品置	際し、一時的に設けるもの		1平方メ	
場その			ートルに	
他これ			つき1日	
らに類	その他のもの		占用面積	450
する施			1平方メ	
設			ートルに	
			つき1か	
			月	
看板、	看板（ア	一時的に設け	表示面積	450
標識、	チであるも	るもの	1平方メ	
旗ざ	のを除く。）		ートルに	
お、パ			つき1か	
ーキン			月	
グ・メ		その他のもの	表示面積	4,530

一タ			1平方メ ートルに つき1年	
一、幕 及びア				
一チ	標識		1本につ き1年	2, 380
	旗ざお	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	1本につ き1日	45
		その他のもの	1本につ き1か月	450
	幕（道路法 施行令第7 条第4号に 掲げる工事 用施設であ るものを除 く。）	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	その面積 1平方メ ートルに つき1日	45
		その他のもの	その面積 1平方メ ートルに つき1か 月	450
	アーチ	車道を横断す	1基につ	4, 530

	<u>るもの</u>	<u>き1か月</u>	
	<u>その他のもの</u>		<u>2, 260</u>
<u>太陽光発電設備及び風力発電設備</u>		<u>占有面積</u> <u>1平方メ</u> <u>ートルに</u> <u>つき1年</u>	<u>2, 970</u>
<u>工事中板囲い、足場、詰所その他の</u> <u>工事中施設及び土石、竹木、瓦その</u> <u>他の工事中材料</u>		<u>占有面積</u> <u>1平方メ</u> <u>ートルに</u> <u>つき1か</u> <u>月</u>	<u>450</u> <u>300</u>
<u>道路法施行令第7条第6号に掲げる</u> <u>仮設建築物及び同条第7号に掲げる</u> <u>施設</u>			
<u>道路法施行令第7条</u> <u>第8号に掲げる施設</u>	<u>トンネルの上</u> <u>又は高架の道</u> <u>路の路面下に</u> <u>設けるもの</u>	<u>占有面積</u> <u>1平方メ</u> <u>ートルに</u> <u>つき1年</u>	<u>A×</u> <u>0. 014</u>
	<u>上空に設ける</u> <u>もの</u>		<u>A×</u> <u>0. 02</u>
	<u>その他のもの</u>		<u>A×</u> <u>0. 028</u>
<u>トンネルの上又は高</u>	<u>建築物</u>		<u>A×</u>

架の道路の路面下に		<u>0. 0 1 4</u>
設ける事務所、店	<u>その他のもの</u>	<u>A ×</u>
舗、倉庫、住宅、自 動車駐車場、自転車 駐車場、広場、公 園、運動場その他こ れらに類する施設		<u>0. 0 1</u>
<u>道路法施行令第7条 第11号に掲げる応 急仮設建築物</u>	<u>トンネルの上</u>	<u>A ×</u>
	<u>又は高架の道 路の路面下に 設けるもの</u>	<u>0. 0 1 4</u>
	<u>上空に設ける もの</u>	<u>A ×</u> <u>0. 0 2</u>
	<u>その他のもの</u>	<u>A ×</u> <u>0. 0 2 8</u>
<u>道路法施行令第7条第12号に掲げ る器具</u>		<u>A ×</u> <u>0. 0 2 8</u>
<u>その他のもの</u>	<u>市長がその都度定める額</u>	
<u>備考</u>		
<u>1 第1種電柱とは、電柱（その電柱に設置される変圧器を含 む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（その電柱を設置す</u>		

る者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送用に使用する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（その電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者がその電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

4 第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱の占用料には、その電柱に架設されている柱上変圧器及び電線（共架電線を除く。）を含み、第1種電話柱、第2種電話柱及び第3種電話柱の占用料には、その電話柱に架設されている電線（共架電線を除く。）を含む。

5 表示面積とは、広告塔、看板等の表示部分の正面面積をいう。

6 Aとは、近傍類似の土地の地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により本市に備え付けられた固

定資産課税台帳に登録された価格をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(秦野市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正)
- 2 秦野市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（昭和48年秦野市条例第14号）の一部を次のように改正する。
第4条ただし書中「秦野市道路条例（平成24年秦野市条例第28号）第51条」を「秦野市道路条例（平成24年秦野市条例第28号）第54条第2項」に改める。
(秦野市都市公園条例の一部改正)
- 3 秦野市都市公園条例（昭和50年秦野市条例第9号）の一部を次のように改正する。
別表第2の5の表中「別表第17」を「別表第19」に改める。
(秦野市駅前広場管理条例の一部改正)
- 4 秦野市駅前広場管理条例（昭和55年秦野市条例第37号）の一部を次のように改正する。
第13条中「秦野市道路条例（平成24年秦野市条例第28

号) 第51条から第53条まで」を「秦野市道路条例(平成24年秦野市条例第28号)第54条第2項及び第55条」に、「同条例第54条第2号」を「同条例第56条第2号」に、「同条例第55条及び第56条」を「同条例第57条及び第58条」に改める。

(秦野市下水道条例の一部改正)

5 秦野市下水道条例(昭和55年秦野市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第17」を「別表第19」に改める。

秦野市道路条例の一部を改正することについて

1 改正の概要

(1) 認定外道路における禁止行為の明文化

道路法（以下「法」という。）の適用を受けない赤道や農道などの道路（以下「認定外道路」という。）において、禁止行為等があった際の対応を図るため、認定外道路の管理に関する規定を新設し、禁止行為、監督処分及び過料について明文化するものです。

(2) 道路の構造の技術的基準の改正

本市の道路の構造の技術的基準として参酌している政令（道路構造令。以下「国の道路構造令」という。）の改正により、必要となる規定について新設及び追加をするとともに、法令と現行条例との整合性を図るため、字句等の整理を行うものです。

なお、いずれの規定も、国の道路構造令と同じ内容で、改正します。

2 認定外道路における禁止行為の明文化

(1) 目的・必要性

近年、市内の道路に車両を放置したり、私物を置いて封鎖するなど、一般交通や維持管理に支障を生じさせる事案が発生しています。

市道認定されている道路は、法の適用を受けるため、道路の損傷や交通に支障を及ぼすおそれのある行為など、法第43条の禁止行為に該当する事案があった場合は、法の規定に基づき、直ちに対処することが可能となります。

しかし、認定外道路において同様の事案があった場合、現行条例では禁止行為の内容が明示されていないことから、事案を解決するまでに相当の時間を要し、市民等の生活に多大な影響を及ぼしている状況ですので、認定外道路における禁止行為等を現行条例に位置付ける必要があります。

(2) 改正内容

ア 認定外道路の管理に関する規定を新設

認定外道路における禁止行為、監督処分等に関する規定について、法の規定と同じ内容で明文化するものです。

これにより、認定外道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある禁止行為等があった場合、①行政指導⇒②監督処分⇒③行政代執行法に基づく代執行といった形で課題解決のための手続を速やかにとることが可能となります。また、所有者の所在が不明な場合でも、同様に対応することができます（略式の代執行）。

なお、法の適用を受ける道路は、これまでと同様に法の規定により対処します。

イ 認定外道路にかかる過料の規定を新設

監督処分による市長の命令に従わない者に対し、地方自治法第14条の規定により、5万円以下の過料に処する規定を新設します。

3 道路の構造の技術的基準の改正

(1) 目的・必要性

法第30条第3項において、市道の構造の技術的基準は、国の道路構造令で定める基準を参酌して、地方公共団体の条例で定めることとされていますが、国の道路構造令の改正により、必要となる規定について新設及び追加をする必要があります。

(2) 改正内容

ア 自転車通行帯の新設及び自転車道の設置要件の追加

自転車等の安全かつ円滑な交通を確保するため、車道の部分に帯状に設けられる「自転車通行帯」の規定を新設し、その幅員を定めるとともに、工作物により区画して設けられる自転車道の設置要件に、「設計速度が時速60キロメートル以上の道路」を対象とする規定を追加するものです。

改正概要

- 歩行者・自動車から自転車の通行を分離する必要がある場合には、自転車通行帯を設置。
- ただし、自動車との関係で自転車の安全性を確保する必要がある設計速度60km/hの道路には、引き続き、車道との間を工作物により分離した自転車道を設置。

【自転車通行帯】(新たに規定)



【自転車道】

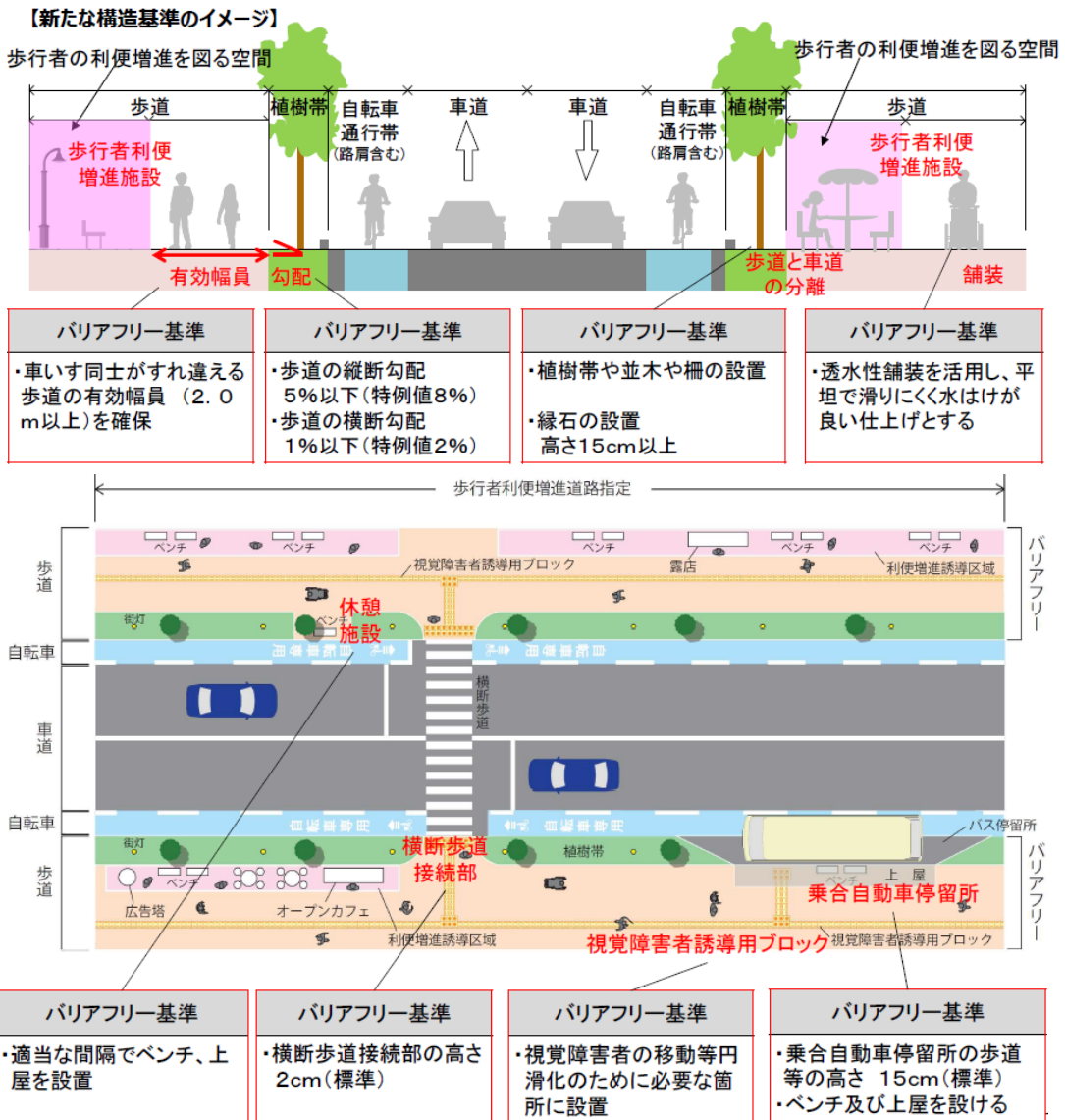


【国土交通省資料より】

イ 歩行者利便増進道路の新設

法に位置付けられた歩行者利便増進道路を本市が整備する場合の技術的基準に関する規定を新設するものです。

基準	概要
利便の増進の基準	① 歩行者利便増進道路に設ける歩道等には、歩行者の滞留のために使用する部分を設ける ② 歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設けるための場所を設け、利便の増進に資する施設等（街灯、ベンチ等）を設ける
歩行者の安全かつ円滑な通行の基準	③ 歩行者利便増進道路は、条例第4章に規定するバリアフリー基準に適合する構造とする



【国土交通省資料より】

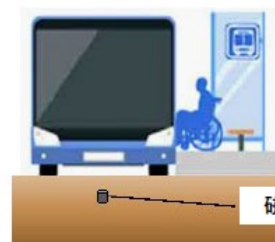
ウ 自動運行補助施設の追加

自動運行補助施設とは、自動運行装置を備えている自動車の自動運行を補助する施設（電磁誘導線や磁気マーカ等）です。自動運行補助施設が道路附属物として、国の道路構造令の交通安全施設に位置付けられたことに伴い、交通安全施設（照明施設やカーブミラー等）の中に追加するものです。

<自動運行補助施設のイメージ>



▲電磁誘導線による自車位置特定による運行の補助



▲磁気マーカによる自車位置特定による運行の補助



【国土交通省資料より】

4 施行日

この条例は、公布の日から施行する。